

令和5年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（近畿経済産業局の固定価格買取制度等における事業計画実施等の適正化事業）概要

1

事業期間：令和5年6月7日～令和6年3月15日

実施項目：①認定事業者の発電設備に係る不適切事案等の情報提供を受ける窓口の設置 ②窓口で寄せられた情報内容の整理・確認及び連絡調整
③現地調査 ④地域における再エネの適正導入に関する情報連絡会の開催 ⑤実施状況の報告

1.事業の目的

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」の施行により、新たなFIP制度の導入に加え、廃棄等費用の外部積立てや失効制度が創設されるなど制度が高度化している。

また、再エネ特措法においては、認定事業者に対し、発電設備への標識及び柵塀等の設置を義務付けており、これらを設置していない事業者に対しては、必要に応じて不適切事案として近畿経済産業局エネルギー対策課（以下、担当課）より指導を行っている。

しかしながら、未だ標識や柵塀等が未設置あるいは不適切な設置事例の情報が多く寄せられている。このため、トラブルが生じている事案については、地域と共生して長期安定的に電力を供給できるよう、立地自治体と連携し再エネ特措法発電事業者にトラブル収束に向けた取り組みを促すとともに、関係法令等への違反が確認された場合には、不適切な事案として、再エネ特措法に基づく報告徴収、立入検査、指導、改善命令、認定取消し等の厳格な対応を行う必要がある。更に今後発生しうる不適切な事案を未然に抑止する観点からも、現状の不適切な事案の発生原因を調査し、不適切な事案の減少に寄与する方策も検討することが望ましい。

本事業は、認定事業者の発電事業計画に関するトラブル等の相談窓口を設置し、情報提供を受けるとともに、事実確認、改善に向けた連絡調整等を迅速に対応できる体制を構築することにより、担当課の再エネ特措法執行における業務負担を含めた社会全体のトータルコストの削減、不適切な事案の早期問題解決プロセス構築に資する改善策の治安・実行・調査を行うことを目的とする。

3.近畿地域の再生可能エネルギー事業の不適切案件等相談窓口業務①

【相談窓口の概要】

名称：近畿再エネ発電設備ご相談窓口
通称：Kフィットセンター
(K-FIT/FIP Consultation Center)

設置期間：令和5年6月～令和6年3/15(金)
対応時間：平日9:00～17:00
設置場所：京都府木津川市木津川台9丁目6番地
エコリンクス株式会社内

電話番号：0120-237-356
メール：support@k-fit2023.go.jp

Kフィットセンター開設期間中の通報案件数：56件

府県別	件数	分類	合計
福井県	0	柵塀・標識	50
滋賀県	2	除草作業	17
京都府	8	関係法令 条令	10
大阪府	0	地域共生	3
兵庫県	32	その他	1
奈良県	6		
和歌山県	8		

※通報1案件で複数の区分に該当する場合あり。

通報時の確認事項

案件区分	確認
柵塀・標識 (柵塀標識の未設置)	- 柵塀・標識が設置されていない事実確認 - 柵塀設置が免除されているケースではないか - 発電事業者は、設置義務違反であることを認識しているか - 改善の意思はあるか
除草作業 (雑草等の整備)	- 雑草等が繁茂している事実確認（雑草は、発電設備の敷地のものか） 『事業計画策定ガイドライン』の「推奨事項」であることの認識確認 - 雑草等を整備することのメリット、しないことのデメリットの認識確認
関係法令・条例 (関係法令・条例の遵守)	- 関係法令・条例に違反もしくは抵触している事実確認 - 発電事業者が関係法令・条例に違反もしくは抵触していることの認識確認 - 関係法令・条例の遵守に向けて、改善する意思があるのか
地域共生 (地域住民との関係構築)	- 地域住民の不安・不満についての認識確認 『事業計画策定ガイドライン』の「推奨事項」であることの認識確認 - 発電事業者と地域住民の認識の違いを確認
その他 (地域住民との関係構築)	- 民事案件ではないか - ご相談窓口で対応できる案件かどうか

地域住民・自治体への周知チラシ



近畿地域の再生可能エネルギー事業の不適切案件等

相談窓口開設のご案内

再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の導入以降、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域で多くのトラブルが発生しています。そこで近畿経済産業局では、ご相談窓口を設置し、不適切案件等に関するお問合せに対応しています。地域の官民や関係行政機関におかれましては、今後再生可能エネルギーに関するお困り事等がありましたら、近畿再エネ発電設備相談窓口（Kフィットセンター）にお問合せください。

近畿再エネ発電設備ご相談窓口
通称：Kフィットセンター
(K-FIT/FIP Consultation Center)

電話：0120-237-356 <受付時間> 平日9:00～17:00
(休業12:00～13:00)

メール：support@k-fit2023.go.jp

※メール受付は令和5年7月より開始予定

※土日祝日、および令和5年12月29日から令和6年1月3日まで休業
※業務期間：令和6年3月15日まで

また、発電事業者、その他関係事業者の皆様におかれましては、今後Kフィットセンターより通報案件の確認や現地調査等のご連絡をさせていただく場合がありますが、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

本事業は、経済産業省近畿経済産業局より委託を受けて行っている事業です。

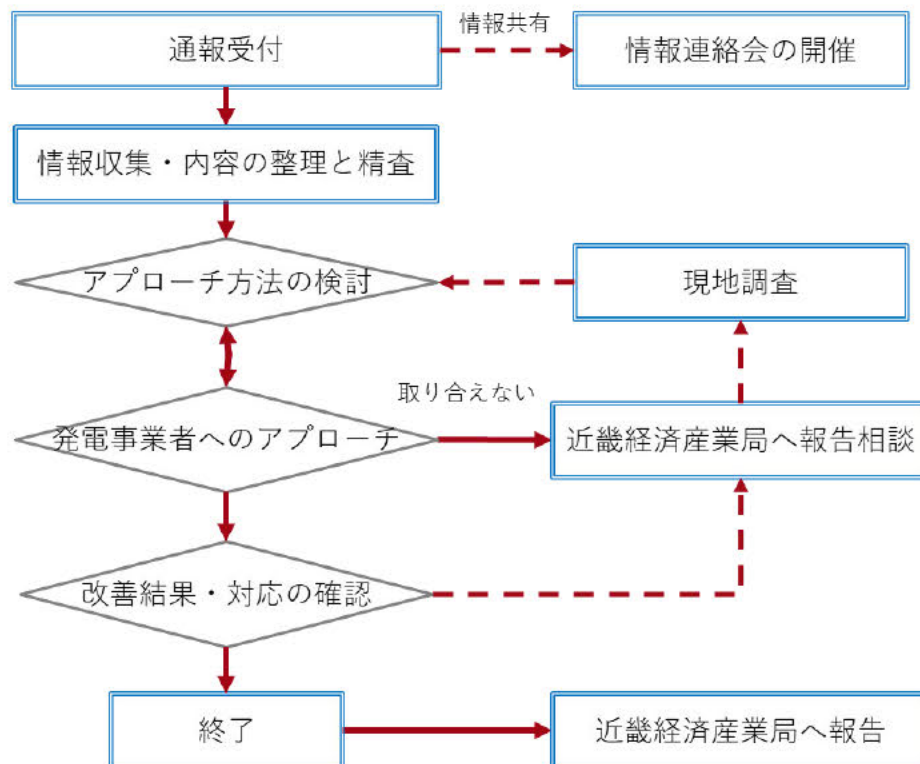
 **エコリンクス株式会社** 本社/京都府木津川市木津川台9丁目6番地

2.事業の概要

【事業実施項目】

- ①認定事業者の発電設備に係る不適切事案等の情報提供を受ける窓口の設置
- ②窓口で寄せられた情報内容の整理・確認及び連絡調整
- ③現地調査
- ④地域における再エネの適正導入に関する情報連絡会の開催
- ⑤実施状況の報告

【事業実施フロー】



令和5年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（近畿経済産業局の固定価格買取制度等における事業計画実施等の適正化事業）概要

2

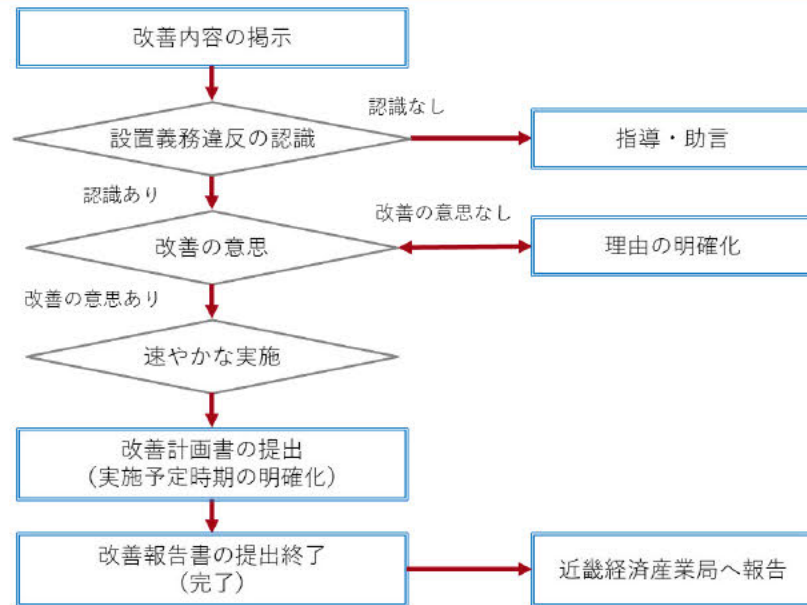
事業期間：令和5年6月7日～令和6年3月15日

実施項目：①認定事業者の発電設備に係る不適切事案等の情報提供を受ける窓口の設置 ②窓口で寄せられた情報内容の整理・確認及び連絡調整
③現地調査 ④地域における再エネの適正導入に関する情報連絡会の開催 ⑤実施状況の報告

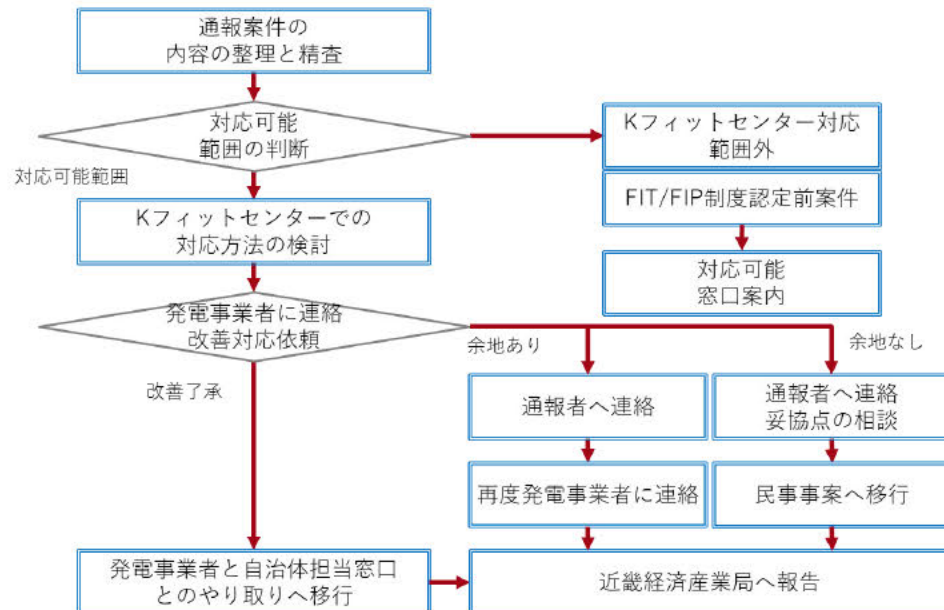
3.近畿地域の再生可能エネルギー事業の不適切案件等相談窓口業務②

通報を受けた不適切案件を分類し、各分類ごとに対応策フローと、実際の案件の発生原因の想定、予防・対処方法の検討、標準対応方法の策定を行った。

柵塀・標識



地域共生



4.現地調査

自治体からの調査要求及び通報を受けた案件の中で、調査が必要と判断された、近畿管内の27発電所に関して現地調査を実施。法律等の遵守状況や写真等の記録と、事前に担当課と協議した対応方針と併せて現地調査に係る報告書を作成し、担当課に報告を実施した。

調査結果

- ①柵塀：数値基準がないため法令について誤った解釈をしている事例が多い
- ②標識：未設置、または風雨により劣化し文字解読不可の事例もあった
- ③除草：柵塀もしくは標識の不備と重なっており、除草だけではなく発電所の管理が実施されていない

5.地域における再エネの適正導入に関する情報連絡会の開催

関係自治体の間で情報共有・議論する「地域における再エネの適正導入に関する情報連絡会」を開催することにより、再エネの不適切案件への早期対応に向けた連携と、地域と共生した再エネの適正導入拡大を図った。

【開催概要】

1. 開催概要

令和5年9月から10月にかけて、計3回開催した。

2. 議事

- ①Kフィットセンター案内（Kフィットセンター事務局）
- ②再生可能エネルギーを巡る政策動向（資源エネルギー庁）
- ③グッドプラクティス事例紹介
- ④FIT/FIP制度の概要説明（近畿経済産業局）

3. 実施結果まとめ

・グッドプラクティスの事例発表

「他自治体の事例を聞くことが出来て勉強になった」という感想が多くみられた。自治体が再エネの適正導入や普及拡大を図る上で、事例共有は継続的に実施すべきと考える。

・FIT/FIP制度の概要説明

講義形式ではなく、車座トークディスカッション形式で実施したことにより、活発な議論が生まれ、好評を得た。

6.課題・提案

発電事業者の事業計画策定ガイドラインや関係法令の認識不足等の課題について整理をし、周知および理解促進等の方法について下記の通り提案する。

番号	課題	提案
①	発電事業者、保守点検事業者が法令・条例やガイドラインに対して認識が不足していると考えられる。（特に自治体が個別に制定している条例について、認識・理解不足）	相談窓口から改善指示をおこなう際には、ガイドラインや資源エネルギー庁発行の「FIT制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）」等を添付し、仕様の周知をおこなう。 自治体は、発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受ける機会を有効活用し、発電事業者に対して理解促進を図る。
②	発電事業者が、運用・維持管理等を保守事業者等に全て任せてしまい、運用・維持管理等に関与していない。	「『事業計画策定ガイドライン』に記載する事項については、全て再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきものである」とされている事を、発電事業者に理解してもらう様に、相談窓口からの改善指導の際に事業者に伝える。 また自治体は発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受ける機会を有効活用し、発電事業者に対して理解促進を図る。
③	発電事業者が、投資や土地活用目的（農地/空き地/後継者がいない/相続等が背景）で太陽光発電施工事業者の勧めにより発電設備を設置し、現地を見た事もないケースが増えている。 ・転売等で所有権が変更しているケースなどもあり	本来発電事業者が行う手続きを、保守点検事業者や代行業者だけに実施させるのではなく、必ず発電事業者が主体的に対応するよう求め、責任の所在が発電事業者にあることを説明、指導する。
④	事業計画認定情報公表用ウェブサイトの情報に、発電事業者の電話番号・住所が記載されていない事が多く、相談窓口にて発電設備を特定する事が困難な場合が多い。	発電設備についての情報や、過去の通報履歴、変更履歴などの検索、画像や資料の保存・共有が出来る管理システムを導入する。
⑤	相談窓口の開設期間が終了すると、通報先の電話番号とメールアドレスが一過性のものとなる為、周知した相談窓口情報が蓄積されていかない。	相談窓口を通年事業とする。電話番号、メールアドレスを継続使用可能な番号にする。